

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関する Q&A について」が発出される～消費税の申告の前に定時評議員会の開催は不要～…………… 1
- ◆ 苦情解決に経営者自ら積極的な取組を～福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針を改正～…………… 1
- ◆ 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（厚生労働省保育課長通知）の訂正…………… 2

◆ 「社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関する Q&A について」が発出される

～消費税の申告の前に定時評議員会の開催は不要～

平成 29 年 3 月 29 日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から、事務連絡「社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関する Q&A について」が発出されました。

改正社会福祉法では、社会福祉法人における計算書類の作成期限が会計年度終了から 3 か月以内となりますが、消費税は従来どおり 2 か月以内の申告が必要とされています。

今回の Q&A では、「消費税の申告前に定時評議員会を開催しておく必要はない」という税務署における取扱いが示されています。事務連絡の本文は、別添の資料 1 をご参照ください。

◆ 苦情解決に経営者自ら積極的な取組を

～福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針を改正～

平成 29 年 3 月 7 日、厚生労働省は「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」の改正通知を発出しました。今回の改正は、社会福祉法等の改正が行われ、福祉サービスの提供体制が大きく変化するとともに、福祉サービスの充実に伴い、運営適正化委員会に寄せられる苦情内容が多様化、複雑化してきた状況を踏まえ、所要の見直しが行われています。通知の本文は、別添の資料 2 をご参照ください。

<主な内容>

1. 苦情解決の仕組みの目的

苦情解決の仕組みの目的の中に、「自ら提供するサービスから生じた苦情について、自

ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務」であり、「苦情への適切な対応は、自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の満足感の向上、虐待防止・権利擁護の取組の強化など、福祉サービスの質の向上に寄与するものであり、こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を営む者の社会的信頼性の向上にもつながる」ことを明記。

2. 第三者委員の選任方法

- ・第三者委員として、評議員を例示。
(評議員と第三者委員の兼務が可能であることが再度示された。)
- ・第三者委員の選任方法として、運営協議会や利用者等からの意見聴取を行うことを例示。

3. インターネットによる解決結果の公表

- ・苦情解決結果の公表に、インターネットを活用した方法を追加。

◆「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(厚生労働省保育課長通知)の訂正

平成 29 年 4 月 3 日に厚生労働省から発出された「保育士等キャリアアップ研修の実施について」の厚生労働省保育課長通知(平成 29 年度本ニュースNo.17-02 で既報)において、内容の一部修正があり、課長通知の訂正版が発出されています。訂正内容は以下枠内のとおりです。

| 修正前 | 修正後 |
|--|---|
| <p>2 実施主体</p> <p>研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体とする。</p> | <p>2 実施主体</p> <p>研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）とする。</p> |

(下線部修正箇所)